

定 款

株式会社 関 研

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 図研 と称し英文では、ZUKEN INC. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータを利用した自動設計、自動生産システムの開発、製造、販売
- (2) コンピュータによる図形処理関連ハードウェア及びソフトウェアパッケージの開発、製造、販売
- (3) 設計・製造工程の自動化システムのコンサルティング
- (4) 労働者派遣事業
- (5) 前各号に関連付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 横浜市 に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 8, 6 5 2 万 5, 7 0 0 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、1 0 0 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集する。

2. 前項のほか、必要ある場合には臨時株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役会長または取締役社長が招集しその議長となる。ただし、取締役会長および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は11名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
3. 当会社の取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集しその議長となる。取締役会長および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関しては、法令または本定款に定めるもののほか取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第26条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第27条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(補欠監査役の選任の効力)

第28条 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

- 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

- 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

- 第31条 各監査役は監査役会を招集することができる。
2. 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(監査役会規程)

- 第32条 監査役会に関しては、法令または本定款に定めるもののほか監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

- 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

- 第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

- 第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上